

## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第4号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和3年5月27日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第14号）の一部を次のように改正し、令和3年5月27日から施行する。ただし、第68条については平成27年3月14日から適用する。

令和3年5月20日

北海道旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
島田 修

第16条の次に次を加える。

（普通乗車券の発売方）

第16条の2 前条の規定によって発売する普通乗車券の発売方については、旅客規則第26条の2の規定を準用する。

第45条を次のとおり改める。

（準用規定）

第45条 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。

（注）準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。

第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方

第74条の4 特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金

第74条の5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金

第74条の6 補助寝台を使用する場合の急行料金

第75条 旅客運賃・料金の概算收受

第76条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止

第88条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方

第89条 北新地駅発又は着となる片道普通旅客運賃の計算方

第68条第3項中「第35条第4項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、」を「第35条第5項の規定により発売する特別車両券に対する特別車両料金は、」に改める。